

「CMJマーク」使用規則

平成 20 年 12 月 1 日
電気用品部品・材料認証協議会

1. 目的: 本規則は、電気用品部品・材料認証協議会(以下「CMJ」と称する。)が推奨する電気製品に適用される部品・材料登録制度(以下「CMJ登録制度」という。)において、同制度の登録機関であるJET、JQA が登録し、登録した部品・材料に表示することができる登録マーク(以下「CMJマーク」という。)の使用に当たっての規則を定めたものです。
2. 「CMJマーク」の管理者: 「CMJマーク」の管理者は、JET、JQA です。
3. 使用条件
 - 3-1. 登録企業は、登録された部品・材料に限り「CMJマーク」の表示を行うことができます。
 - 3-2. 「CMJマーク」は別添に示すマーク又は英大文字「CMJ」のどちらでも使用できます。マーク清刷りは各登録機関にて入手できます。
 - 3-3. 「CMJマーク」の表示は可能な限り登録部品・材料の本体に表示してください。ただし、部品・材料の本体に表示することが難しい場合には最小梱包単位等に表示することができます。
 - 3-4. 「CMJマーク」はカタログ等にも使用することができます。ただし、登録されていない部品・材料が登録されているような誤解を招く使用はおやめください。
 - 3-5. 機器用被覆電線に対しては以下の表示とすることができます。
 - 1) 難燃性の登録は、①「CMJマーク」又は②「Fマーク」若しくは③「CMJマーク」と「Fマーク」の併記
 - 2) 難燃性と高電圧の両方の登録は、前項①又は②若しくは③の表示に加え、各々「Kマーク」を併記
 - 3-6. CMJ登録を抹消された場合には、速やかにマークの使用を中止してください。
 - 3-7. 印刷物、Web サイト等に「CMJマーク」の説明を掲載する場合は、以下の例をご使用下さい。なお、例以外の文書を用いる場合には、事前に各登録機関にご相談下さい。
例「CMJマーク」は電気用品部品・材料登録制度に基づき、事前に電気用品安全法の技術基準を満たしていることの確認を受けたマークです。
 - 3-8. 「CMJマーク」の使用に関して疑義がある場合は、各登録機関にお問い合わせください。
4. 表示方法
 - 4-1. 表示色の指定はありませんが、単色としてください。
 - 4-2. 別添に示すマークは自由に拡大縮小できますが、比率は変更しないでください。
 - 4-3. 別添に示すマークの一部のみを使用しないでください。
5. 第三者による表示
 - 5-1. 販社、広告代理店等の第三者に依頼して印刷物、Web サイト等に表示する場合であっても、登録企業は、本使用規則を遵守することについて責任を持って管理してください。
6. 誤使用に対する処置
 - 6-1. 「CMJマーク」において登録されていない部品・材料が登録されているような誤解を招く使用が発見された場合には、登録機関から書面にて改善(必要な場合には部品・材料の回収の可能性もあります)を勧告します。
 - 6.2. 誤使用の改善がなされない場合には、登録の取消しとなることがあります。

以 上

別添

